

## 医療技術の評価（案）について

### 1 これまでの検討状況

- (1) 昨年2月に開催された中医協総会において、平成24年改定に向けて、診療報酬における医療技術の適正な評価の観点から、診療報酬調査専門組織医療技術評価分科会において、学会等から提出された医療技術評価・再評価提案書（以下、「提案書」という。）に基づき、新規医療技術の評価及び既存技術の再評価（以下、単に「評価」という。）に関する検討を行うこととされた。
- (2) 昨年2月下旬から6月にかけて、関係学会等から合計985（重複を含む）の提案書が厚生労働省に提出された。その後、学会等のヒアリングや重複の確認を行い、事務局において評価（案）を作成した。平成23年11月16日に行われた平成23年度第二回医療技術評価分科会において、評価（案）について議論し、①「幅広い観点から評価が必要な技術」、②「エビデンスが不十分と考えられる技術」、について、医療技術評価の対象とすることとされた。

#### 【平成23年度第二回医療技術評価分科会での検討結果（概要）】

項目	件数
医療技術評価・再評価提案件数	<u>793件</u> (重複分をカウントすると985件)
① 幅広い観点から評価が必要な技術	<u>564件</u> (新規技術 263件 既存技術 301件)
② エビデンスが不十分と考えられる技術 ・評価すべき有用性が十分に示されていないもの ・評価すべき技術の具体的な内容が十分に記載されていないもの 等	<u>103件</u>
③ 医療技術評価分科会における評価の対象とならない技術（評価対象外）	<u>126件</u>
(1) 基本診療料及び指導管理等に係る提案書、個別の技術評価ではなく制度に対する提案書等(注1)	97件
(2) 使用する医薬品及び医療機器等の薬事法上の承認が確認できない技術(注2)	13件
(3) 先進医療専門家会議において保険導入等について議論する技術(注3)	16件

注1：基本診療料、指導管理等については、医療技術評価分科会の評価の対象外。

注2：薬事法上の承認が得られていないものは、保険診療において使用することができない。保険と併用する方法として高度医療（第3項先進医療）がある。

注3：先進医療については、先進医療専門家会議において、実績報告等に基づき、別途保険導入について評価が行われるため、医療技術評価分科会の評価の対象外。

## 2 医療技術評価分科会における評価について

平成23年11月16日の医療技術評価分科会の検討結果を受け、667の技術（重複を除く）について、当分科会において、専門的観点と踏まえた分野横断的な幅広い観点から評価を行った。

### 【医療技術の評価】（案）

項目	件数
医療技術評価・再評価提案件数	<u>793件</u> (重複分をカウントすると985件)
① 新規保険収載等の評価を行う優先度が高いと考えられる技術（※）	<u>278件</u> (うち、新規技術128件、既存技術150件)
② 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術	<u>339件</u> (うち、新規技術131件、既存技術208件)
③ 医療技術評価分科会における評価の対象とならない技術（評価対象外）	<u>176件</u>
（1）基本診療料及び指導管理等に係る提案書、個別の技術評価ではなく制度に対する提案書等	<u>106件</u>
（2）使用する医薬品及び医療機器等の薬事法上の承認が確認できない技術	<u>51件</u>
（3）先進医療専門家会議において保険導入等について議論する技術	<u>19件</u>

※ 評価の中には、新規保険収載、既収載技術の増点、減点、廃止、要件の見直し、適応疾患の保険適用の拡大等が含まれる。

## 3 今後の対応について

医療技術評価分科会としての評価結果を中医協総会へ報告し、中医協総会において最終的な保険導入について検討を行う。